

鳥取県告示第 1064 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町釜口字医王谷35、37から39まで、字奥醫王谷1473から1478まで、1479の1、1486、1487の1、1487の2、河原町稲常字宮ノ上ミ77の1、河原町佐貫字西山2010の4、2010の5、2010の7、2010の38、2010の40

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町谷一木字千倉山503の2・507の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字河田608の1、字天坪山1009の1から1009の3まで、1009の5、1019の1、1020の2、河原町和奈見字下モホウキ平567の1、河原町高福字高谷平702の2、702の4、702の5、702の8、字イソフ谷平703の6、703の7、河原町佐貫字大智谷1645の4、1645の14、字若桑谷1648の6(次の図に示す部分に限る。)、1648の7、1648の11、字向羅1866の2、字大谷1880の2、河原町釜口字下モ山1853の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)